

標 題：

ギリシャ籍 GMDSS 適用船の無線設備に
要求される補助電源の件

NKテクニカル インフォメーション

No. : 208

Date: 平成9年2月25日

関係船主、造船所 各位

ギリシャ籍船舶に GMDSS 無線機器を搭載する場合のギリシャ政府の事前承認につきましては NK テクニカルインフォメーション No. 136 (平成6年5月10日付)でお知らせ致しましたが、この度ギリシャ政府より GMDSS 無線機器に要求される補助電源の要件に関して下記の通り通知がありましたのでお知らせします。

記

保守の方法として装置の二重化が選択されている場合、補助電源として使用されている電池は次のいずれかを満たすこと。

1. 電池は、充電器に恒久的に接続されていること。この充電器が故障した場合には、同等の性能を備えた第二の充電器に接続されるよう構成されていること。
2. 電池は、故障により自動的に低電圧警報を発する機能を備えた充電器に恒久的に接続されていること。更に、この充電器が故障した場合に備えて、電池充電の為の同等の性能の可搬型充電器が備えられていること。可搬型充電器に代えて追加の電源（例えば電池）に直接接続してもよい。

以 上

お問い合わせ：材料艀装部

Tel: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2019